国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事要旨)

(開催要領)

- 1 日時 平成 26 年 9 月 3 日 (水) 19:14~19:50
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

楠本 修二郎 カフェ・カンパニー株式会社代表取締役社長

梅澤 高明 チーム NeXTOKYO: A. T. カーニー日本法人会長

本社取締役消費財・小売プラクティスグローバルリーダー

柴野 智政 カフェ・カンパニー株式会社専務取締役

林 昌和 カフェ・カンパニー株式会社スタイル開発本部副本部長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 NeXTOKYO 構想とクール・ジャパンの推進
- 3 閉会

○藤原次長 少し時間が押しておりまして、大変遅くに済みませんでした。

それでは、カフェ・カンパニー株式会社、チームNeXTOKYOということで、カフェ・カンパニーの楠本社長とA.T.カーニーの日本法人会長の梅澤様ほか、皆さんにおいでいただいております。

これまでも何度かヒアリングにも来ていただいております。本日は、新たな提案という ことでお願いしたいと思います。

全体30分間ということでございますので、10分、15分で御説明いただいて、意見交換という形にさせていただければと思います。

基本的に資料と議事録を公開にさせていただいているのですが、それでよろしゅうござ

いますでしょうか。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

- ○八田座長 わざわざお越しくださいまして、ありがとうございます。 それでは、早速御説明をお願いいたします。
- ○梅澤日本法人会長 きょうは貴重な機会をありがとうございます。

6月に非公式のヒアリングということで、きょうお持ちをした内容の何割かは事前にお 持ちをしてアドバイスをいただいている内容でございます。

参考資料1と振ってあるところにNeXTOKYOの企画の概要書がございます。

前回お邪魔をしたときは、この中で主に「クリエイティブシティ」という項目に絞った 御説明を申し上げました。今回は、「フィットネスシティ」、すなわち健康、ウェルネス というテーマで東京をさらに魅力的にしていくという内容と、「インフォメーションシティ」、すなわち東京の街なかで、さまざまな情報を主に訪日客の方々にストレスのない形 で提供して、結果として東京をよりナビゲートのしやすい、観光のしやすい、遊びやすい 街にしていくという内容を加えています。

今日は、NeXTOKYO構想にかかわる特区での規制緩和要望事項にフォーカスして、この後、 楠本さんからご説明させていただきたいと思います。

○楠本代表取締役社長 楠本です。よろしくお願いいたします。カフェ・カンパニーは飲食店の会社でありますが、1級建築士事務所でもありまして、街づくり、地域活性化、企業及び商品ブランディングといったことを手掛けております。今後クリエイティブ社会という観点が都市間の競争を左右すると予測される中で、街づくりの観点に立った時、どういう風景をつくっていけば、東京がクリエイティブシティとして競争力を増していくのかということについて、幾つかの想いがございます。今からお話しすることに関しまして、弊社の事業だけではなく、より広く波及効果の高い各分野に波及していく項目ということで検討して参りたいと思います。

実は先週末の締め切りに1つ申し上げたいことの漏れがございまして、赤文字で記して おります項目がございます。こちらから御説明を申し上げたいと思います。まず1つ目は カフェ・飲食事業及びマーチャンダイジング事業についてです。

クリエイティブシティや観光都市としての魅力を高めるために、多様なテラス空間は不可欠なインフラであります。街の活性化と景観を創造する重要な要素であるということから、公共空間でのレストラン及びカフェテラスで営業を行うことにより、街のにぎわいとコミュニティを創造したいということでございます。

後ろのページにそれぞれイメージの写真を添付しておりますので、そちらから見ていただいたほうがよいかと思いますが、添付1はこちらの写真になります。別添1というものです。御存じのようにパリといえば公道に面する形で、あるいはそれに張り出す形でカフェの客席がある。これが街の景観をつくり、にぎわいをつくり、さらにTwitterや写真で発信されていくことによって、街のブランディングに寄与していると思います。この下はご

らんのように道路なのですが、レストランになってしまっている。これは道路です。道路ですが、こういった形で利用している。これはイビザというリゾートアイランドとして非常に有名なスペインの島なのですが、今ではこのストリートは観光スポットの1つとして非常に重要な名所になっています。こういった風景をつくっていくことを目指していきたいということです。

1ページに戻っていただいて2番目ですけれども、そういった海外からの方々を招いて クールジャパンの戦略等々とも連携しながら海外に展開していくことを考えますと、2020 年に向けて多くのクリエイティブパーソンを呼び込んでいける非常に大きなチャンスが今、 東京にはあると思います。

2000年前後のベルリンは東西併合後、世界から一気にクリエイティブパーソンが集まり、空いたビルをうまく活用しながら、そこをカフェに変えたり、あるいはギャラリーに変えたり、ソーホーやシェアオフィスのような空間に彼ら独自の発想で変えたりすることによって、ベルリンの街は再生されていきました。その例を考えても、海外の人材を積極的に登用し、そのノウハウを日本で蓄積しながら、また次に海外展開をしていく時の基幹要員として育成していくというような流れをつくっていくチャンスではないかと思っています。

2番目にシネマカフェと書いております。これは別に弊社のカフェとしての業態をやりたいというイメージではなく、今、シネマというテーマで申し上げると、御存じのように用途地域制限というものがございまして、映画館上映というのは商業地域と準工業地域ということに限られております。それによって駅前の大型映画館か、もしくは郊外にGMSが出たときのシネマコンプレックス化ということしか、映画という産業のアウトプットが物理的に存在しないというのが現状です。

翻って海外に目を向けますと、この次の添付のシネマカフェ事業というところを見ていただきたいのですが、例えばサンフランシスコで言うと私が非常に好きなレストランで、教会をリノベーションしてつくった「フォーリンシネマ」という、映画館であり、レストランというものが存在します。この手の粋なはからいのレストランというのは非常にどこも活況を呈しております。文化的な人たちが集まる中で映画をやることによって、そのファンのコミュニティを形成しているという事例が多々見られます。

実は日本において、逗子市はちょっと粋なはからいをしておりまして、逗子の海岸で毎年ゴールデンウィークにシネマキャラバンというイベントをやっております。これはもともと住宅地域でやっているシネマアミーゴというカフェが映画館上映をしていまして、そのチームがシネマキャラバンということを浜で始めました。これに対して世界が早速呼応しまして、サン・セバスティアンの国際映画祭に呼ばれたりということになってきています。ですので、こういった活動が非常に逗子全体の盛り上がりに寄与しているという事例であると思います。

ですので、こういった取組をもう少しやりやすくすることによって、文化度、エンター テイメント性あるいはデザイン、クリエイティブといったものがもっと地域からわき起こ っていくようなコミュニティ形成ができるようになればいいのではないかと思います。

3番目に参ります。これも表題はミュージックカフェと書いておりますが、弊社のカフェだけをやりたいわけではございません。飲食店舗あるいは人の集まる場で、音楽やダンスを活用することでクリエイティブビジネスコミュニティを形成し、経済に寄与することが出来ると思います。ここでは地域への貢献と書いてありますが、地域創生ということにも寄与するとともに、世界から集まる一流のビジネスパーソンの方々にとっては、例えば会議の後に夜、集まる場が必要だったりするということは、ニューヨークでもロンドンなどでも様々なシーンで見られます。

クールジャパンの観点からも、日本発信のグローバルな、あるいは日本特有のエンターテインメントコンテンツを発信し、多くの方が創造していくことは国益にかなうものであると信じます。したがいまして、音楽あるいはダンスといったものを通常の夜の時間帯でもう少し運用しやすくするということに対しては、一定の寛容性が必要になってくるのではないかと思います。

そのイメージは、これは本当にあくまでも一例ですが、スペインのタブラオです。酒場のイメージを書かせていただいておりますが、こういったことは、街と国の文化度を世界に発信していくという非常に大きな機会であると思いますので、東京全体としてそういった機会を増やしていくことは有意義ではないかと思っております。

4番目ですが、これは弊社の事業としては「東京ハーヴェスト」という収穫祭を去年からやっております。六本木ヒルズで1回目を開催し、今年も11月に開催を予定しております。これは写真から見ていただいたほうがいいと思います。日本の食は、農業、流通、シェフのレストラン経営まで、今、海外での評価が非常に高くなっております。

しかしながら、国として日本の収穫、日本の農業あるいは日本の食文化というものを世界 に発信していく、そういった場やイベントなどの機会が非常に少ないのが現状です。

当然、農林水産省がいろいろな農業イベントを11月にやっていらっしゃいますが、それぞれの団体がそれぞれのネーミングでやっています。フランスが仕掛けているパリの農業祭あるいはスペインのトマト祭、これらの収穫祭を抜くぐらいの発信を日本でもするべきではないかという想いで立ち上げたのが、東京ハーヴェストというイベントです。

しかしながら、このパリ農業祭の1枚の写真には到底及ばないということが恐らく現状だと思います。ごらんのとおりパリのシャンゼリゼの大通りを一夜にして農場に変えた。ここには写っておりませんけれども、牛もおります。羊もおります。たった一晩でこれを成し遂げるというサプライズに世界は驚き、そしてそのクリエイティブを賞賛し、そして農業の国フランスということを誇示することに対して、フランス国民の農業に従事する方々も非常に誇りを持って参加をすることができるという非常にすばらしい仕掛けではないかと私は思っております。このフランス人のプロデューサーとも話をしましたが、非常に戦略的に彼は仕掛けております。日本でこういったことをやっていく必要があると信じており、その実現のために、例えば建築基準法あるいは道路法、都市公園法、こういった

ところを緩和していくこともぜひお願いしたい項目かなと思います。

- ○八田座長 自動車はどこへ行ってしまったのですか。
- ○楠本代表取締役社長 自動車は通行止めでございます。
- ○八田座長 そうすると、この時間はちょっと困るわけですね。
- ○楠本代表取締役社長 困るわけでございます。おっしゃるとおりです。
- ○八田座長では、これを何日も続けるわけにはいかない。
- ○楠本代表取締役社長 はい。このイベントは9日間開催されます。

ちなみに東京ハーヴェストは今のところ2日間の運営でやっておりますが、やはり1週間から10日ぐらいの運営というのが好ましいと思います。

- ○八田座長 どこでやっているのですか。
- ○楠本代表取締役社長 今は六本木ヒルズです。
- ○八田座長 そうすると、別に道路から車を締め出す必要はない。
- ○楠本代表取締役社長 現状は道路許可がおりにくいのが正直なところですので、森ビルさんに御協力をあおいで、アリーナの中でやっています。しかし、本来これは三菱地所さんがその1週間前にJAPAN FOOD FESTA丸の内の仲通りを封鎖してマルシェのイベントをやられたりもされていらっしゃいます。そういう事例は日本で少しふえてきているのですが、そういった緩和の方向性といいますか、方向を今後ちょっと緩和していくということをお願いできればと思います。六本木であれば、けやき坂などをはじめとする周辺の道路を活用するということがやりやすくなれば、より活性化するのではないかと思います。

5番目は宿泊施設についてです。一番最後のページに京都の京町屋の宿として改修した事業を書いておりますが、こういった古い一軒家、京都のような街並みもそうですし、あるいは昨今のアグリツアーブームで言うと、担い手が少なくなった農家さんの一軒家の有効活用ということもあるかもしれません。しかしながら、現状で申し上げるとホテルあるいは旅館業法どちらかの条件を満たさなければいけないということになりますので、もう少しそういった何か古いもの、昔からあるものを残しながら新しい価値に変えていくという方向性の事業に対して、緩和策というものを考えていければと思いまして、このように書かせていただいたという現状でございます。

とりあえず以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

非常におもしろい試みが幾つか提案されたと思うのですが、宿泊施設は、今度特区でい ろいろできるようになりましたね。

○楠本代表取締役社長 はい、伺っております。ただ、その特区のお話も1週間以上の滞在というただし条件がついております。したがいまして、現状その旅として使うには1週間同じところにずっと滞在するというのは、多分こういうことになれているというか、はまる方というのは外国人、国内も含めてバックパッカーの方々だったりとか、そういう方々が多いと思うのです。ですから、そういう意味では1週間以上というのは現実的ではない

のかなと思います。

- ○藤原次長 実は一般賃貸借物件を旅館業法の適用除外とする措置とはまた別に、旅館業法の適用除外というものはもう一つ、古民家についてございます。これは地方自治体が条例で定めた物件について、今までは文化財だけだったのですが、それをいわゆる歴史的建築物と自治体が認定すれば、これはもうフロントなしでもビデオカメラで24時間監視がついていれば、ホテルとして利用できるという特例ができましたので、これを活用していただけるのではないかと思います。
- ○八田座長 安全性についてもそこの自治体で専門家にアドバイスしてもらって、独自の 基準をつくって、個別に基準をつくってやるということ。これはできるようになったと思 うのです。それから、ここの中ではあったかどうかわかりませんが、例のダンスについて 風俗営業を外すというのは全国展開でできるようになりました。だから去年からその2つ は変わったということがあります。
- 〇梅澤日本法人会長 ダンス規制の話は、ただ、法案として提案される具体的な緩和の内容が当初議論されていたものから随分と後退しそうだと伺っております。ダンスクラブを「風俗営業」としての規制対象から外すのではなくて、現行法の枠の中で営業時間の延長を認めるという形での閣法が提案される予定と伺っています。
- ○藤原次長 規制改革会議の方が先ほどまでいたのですけれども、また確認します。
- ○八田座長 わかりました。特に規制改革でということだと、シネマカフェだと先ほど住宅地では難しいとおっしゃったけれども、千里の万博の近くに屋外にドライブ・インの映画館があるのですが、住宅地っぽいところがあるのですけれども、基本的にはここで言われている第1はそのようなものを集めてということですか。映画館を住宅地でも許可してくれというのが第1の規制緩和ですか。
- ○梅澤日本法人会長 そうですね。小規模の映画館ということでお願いしております。
- ○八田座長 それは非常に具体的な提案ですね。
- ○楠本代表取締役社長 2ページにその関連法規について、私たちもにわか勉強なので当たっているかどうかわかりませんが、2番目で言うと興行法というものと建築基準法というところが、その関係であると勉強してきました。
- ○八田座長 先ほどのイベント、大きいものですけれども、お考えになっているのは結構、 小さなものも住宅地でもってできるように、周りに迷惑がかからないものだったらいいで はないかと。
- ○楠本代表取締役社長 おっしゃられるとおりで、鎌倉の方々はもともとは映画文化の街なんだということにすごく誇りを持っていらっしゃるのですが、鎌倉には映画館はないのです。だから映画上映をしたいという方が非常に多いのです。ですから家の中で、要するにお金を取らないでやったりという形もされているのですが、もっとそれがオープンになっていったほうが、地域がそういった映像やクリエイティブの力でもう一回再生させていくという手法がふえていくのではないかと思います。

○八田座長 役所と議論するときのことを考えますと、まず私が役所だったら言いそうなのは、でも映画館をつくると突然お客さんがいっぱい出てくるでしょう。商業地では全然構わないでしょうけれども、住宅地だったらそれはそれでどこでもいいというわけではないでしょうと言うと思うのです。そういうときに、大体どういうところだったらいいというふうに言ったらいいのでしょうか。

普通に喫茶店がその住宅地にあるというのとは違うのだと思うのです。映画館の場合に かなり人の動きとかそういう面で。それから駐車場です。道路にわっとみんな駐車するか もしれないではないか。そういうこともあるのです。

○楠本代表取締役社長 まず駐車の問題については、これは飲食店も一緒だと思います。 車で来る人ではなくて自転車で来る人など、要するに御近所型のコミュニティをつくって いく施設のほうが、私はどちらかというと大事にしたいと思っています。 1 番目の点につ いては、例えば音の量とかそういったものを逆に規制するという方法もあるのかもしれま せん。商業空間の中にある防音装置をしっかりした映画館というのは、当然大音量で見え る。その迫力大画面が魅力だということだと思うのですけれども、そうではなくて、もう 少しテーマ性が高く深い掘り下げるタイプの映画をこういうコミュニティで一緒に見たい よねというニーズは、相当あると思っていまして、今後の社会はそういうふうになってい くと思います。逆にそういう提案型の映画をつくっていくクリエイターも保護していくべ きだと思います。光や映像が、近隣に迷惑をかけないある一定の基準をつくるということ も1つの手ではないかと思います。

- ○八田座長 今、例えばショッピングセンターでつくることには何も障害はないのですか。○楠本代表取締役社長 何の障害もございません。
- ○八田座長 そうすると、今お話を伺っていると商業地域と住宅地の境界みたいなところでということですかね。余り住宅の真ん中に大勢の人ががやがややり出したら困るということはあるでしょうね。
- ○楠本代表取締役社長 例えば住宅地でも接道しているとか。
- ○八田座長 そうです。次、今度は東京ハーヴェストについて、例えば余り具体的になってしまうけれども、東京駅の目の前の皇居の行幸通り、あそこは完全に閉ざされているでかい広い道ですね。ああいうものは使えそうですね。
- ○楠本代表取締役社長 おっしゃる通りです。すごくいい場所ですね。
- ○八田座長 例えばそういうところを使うときに何の障害があるかということなのでしょ うね。

それから、あとは道路カフェ。もともとのですけれども、これについての規制緩和で大きいのはどういうことですか。どういう法律改正をしてほしいか。これはずっと前にお話したときにも、限られた形だと日本でもやっている。例えば野外カフェという形ならば、例えば丸の内で結構あります。とにかくあれがどこの領土なのかわからないけれども、一応、屋外に出して屋内にもシートがあるけれども、外でも使えるという形のところは幾つ

かありますね。ただ、恐らくこんな規模ではないですから、それから、私の知る限り、丸 の内とか新宿の一部ですが。

- ○梅澤日本法人会長 恐らく三井不動産とか三菱地所さんが持たれている私有地の中でやっているということではないでしょうか。私も知っているお店が2軒ぐらいありますけれども。
- ○楠本代表取締役社長 これは論点が幾つかありまして、まず1つは法律で言うと何になるのですか。
- ○柴野専務取締役 食品衛生法です。
- ○楠本代表取締役社長 食品衛生法上の観点から、よくテラスのあるカフェをごらんになられる風景があると思うのですが、セルフサービスのカフェについてはそこは使っていいのです。なぜかというと、キャッシングがそこで終わって、あとは持ち帰ってそこで勝手に飲んでいるというシステムに一応しているということです。しかしながら、欧米でよく見られる風景は、この写真もそうなのでけれども、サービスをしているのです。今の現行で言うと食品衛生法上、外でサービスをしてはならないということになっております。
- ○八田座長 去年挙げた例で丸の内の店がありますけれども、屋外で営業していますね。 仮に私有地上だったとしても、食品衛生法の観点からは、公道と同じ問題を抱えていると 思いますが。
- ○楠本代表取締役社長 それがまず1つです。なので基本的にはだめな行為です。その丸の内のお店がなぜそれができているかは私も不勉強ですけれども、基本的にだめな行為であります。

もしそれが可能になっているとすれば、まさに三菱地所さんがしゃれ街条例というものを申請される。そうするとデベロッパー単位で申請をしたものについては許可が与えられるという状況があります。森ビルさんもしゃれ街条例をヒルズでとっていらっしゃいますし、そういったところはサービスできるようになっています。私も森ビルさんや地所さんにお世話になっておりますが、そうではない一般の事業主であったり、、例えば表参道を全部そういう外に向けたストリートにしていこうとしたときに、個々人の力でしゃれ街条例をとっていくと大変難しい技ではないかと思います。それがまず1点です。

もう一点目は、道路交通法の観点から、道路の利用という課題です。今、梅澤さんがおっしゃられたように、敷地の中でやっていらっしゃるのがほとんどなのですが、さらにこれを突っ込んだ議論で申し上げると、イビザの写真なんかは完全に道路を使っている。ですから、ここまでできているのが素敵だよねという感覚をどういうふうに社会のコミュニティ形成とレギュレーションの中でルール化するかということだと思います。

- ○八田座長 そうですね。とにかく歩道が広くなければしようがないですね。神楽坂でや ○八田座長 そうですね。とにかく歩道が広くなければしようがないですね。神楽坂でや ったら全然詰まってしまいますね。
- ○楠本代表取締役社長 この写真で言うと神楽坂も車通らなくていいやとなれば。

- ○八田座長 完全に土曜、日曜はシャットアウトしていて、歩行者天国です。それでもいっぱいです。だから狭さもありますね。
- ○楠本代表取締役社長 これはどの道路でもやろうということは御検討で。
- ○八田座長 そうですね。だからどこかちょっとここが候補というものがあると、そこの 条件で何も問題ないではないか。食品衛生上だけのことが問題になるのなら、ほかでもや っているのだからおかしいではないかという議論が成り立つ。
- ○楠本代表取締役社長 モデルになるストリートの選定は、幾つか可能だと思います。
- ○八田座長 あと事務局から何か御質問はありませんか。
- ○宇野参事官 入国の関係で、店舗デザイナーなどは一応、人文知識、国際には該当するけれども、要件が合わないというところが問題。その次のページを見ると、専門学校を出た人が直接雇用できないというのも問題だと書いてある。本質的に一番問題なところはどこですか。
- ○梅澤日本法人会長 本質的に一番問題なところは、実務経験が数年間ないと雇えません。 実務経験はどこで培えるのですかといったら海外ですということになりますね。
- ○宇野参事官 それはもともと高度人材ということで海外である程度実務経験を積んでいるので、それは高度な人材だということで、要は単純労働を受け入れないというのが基本的なスタンス。
- 〇梅澤日本法人会長 単純労働とは別に、少なくともクリエイティブ分野、クールジャパン人材をもう少し幅広に受け入れることはできないでしょうか。そうすると実際に今、デザイナー職の多くの人というのは、大学を出ているケースもありますが、専門学校卒の人も多いです。それから、料理人については、専門学校卒の方々には一切ビザが下りないのが現状です。
- ○宇野参事官 それは海外の専門学校ですか。
- ○梅澤日本法人会長 国内です。東京でファッションを勉強したいと言って、東京のファッション、専門学校を出て、でも卒業したときに雇用主が相当強く押してくれない限りはビザはおりないので、帰らざるを得ない。帰って3年なり5年なり実務経験を積んでもう一回東京に来てくださいと言っても、それはさすがに虫がいいでしょう。せっかくそうやって来てくれた人たちを、どうして日本の産業界としてもっと取り込めないんですかという問題意識です。
- ○八田座長 これは重要なポイントで随分やりましたね。
- ○藤原次長 ここも法務省と大分議論をしまして、何とかこの臨時国会で何らかの手当を すべく議論していますので、また御相談しながら進めたいと思います。
- ○八田座長 クールジャパンとして交渉しまして、一応、基本的にはやることになったのでしょう。
- ○藤原次長 6月の改訂成長戦略でも明示的に書いてございます。
- ○梅澤日本法人会長 いろいろな中小の事業者さんも含めて、受益者がいろいろなところ

にいる項目だと思います。

- ○八田座長 ほかに何かありますか。
- ○梅澤日本法人会長 先ほど少し話題になりましたダンス規制の話なのですが、ぜひもう 一度、可能であればこちらのワーキンググループでも現状を確認いただいた上で、議論を いただくことはできませんでしょうか。

現状の閣法での提案がそのまま通るとすると、議連をつくって、ムーブメントをつくってきた方々の期待している姿にはなりません。結局、風俗営業として、社会のどちらかというと影の部分として、ダンスを含んだお店の営業が細々と続いていくということにしかならないと皆さんおっしゃっています。なのでぜひ、この運動の元もとの趣旨に照らして、このやり方でいいのだろうかという御議論をいただければ幸いでございます。

○楠本代表取締役社長 現行のまま進むと、こういう風景はできなくなると思います。社会的信用のある企業が風営法の枠内で事業をするというのは、それを届け出ればいいでしょうと言われればそれまでなのですが、現実、大変難しいことだと思います。なので、そうではない会社が参入するということをむしろ助長してしまっているというのが現状だと思いますので、健全なる企業がそれを行い、逆にそこで犯罪等の温床も含め、ネガティブなことができないようにハード面及び運用基準面での規制をする。どういう基準を満たした企業であれば、そういうダンス行為が許容されるのか。あるいはどういう空間にすればダンスが可能なのかという規制を強化する方法だと私は思っているのです。

○八田座長 そうですね。そこは調べてみる必要がありますね。それと先ほどのあれですね。わかりました。どうもありがとうございました。